

構成員提出資料

坂崎構成員提出資料

人口減少地域における保育所の方向性についての意見

(福)日本保育協会 坂崎

10月11日 8時

対応案1. ハード面

園内の空き(余裕)スペースを活用し、従来の保育サービスに加えて、子どもや家庭、地域に様々なサービスを提供していく多機能化を早急に行う必要がある。

そのためには、一刻も早くモデル事業の実施成果に基づくノウハウを全国に普及すべきである。

※ 前回発言した児童発達支援事業、一時かり事業の拡大、こども食堂など、当該家庭や地域のニーズを的確に踏まえた展開を進めるべきである。

対応案Ⅱ．財源手当(主として公定価格)

現行の地域区分による公定価格の設定のみでは、人口減少地域における運営難を解決するのは至難と思料する。

そのため、積み上げ方式の国家公務員給与(人事院勧告)準拠のルールは維持しながら、新たに人口減少地域区分(仮称)の設定による特別補正(運営維持費)のような財源手当が必要であるため、 対応策について早急な検討をお願いしたい。

平成 27 年度以前の公定価格は最低基準に基づくものであり、それが保育士等の職員給与の低水準(実態との乖離)になっている。

また、これまで、私立園は定員以上の園児の受け入れによる園の運営が常態化しており、かつ、運営が成り立ってきた。

しかしながら、人口減少が著しい昨今においては、最早、過去の(昔)話である。

公定価格の改善・充実についての視点としては、次のとおりである。
本来の定員数を充足すれば、運営が成り立つことを原則論と置きつつ、

① 園の週 66 時間保育に対する職員、特に保育士等(保育士や給食調理員等)の 40 時間勤務(公休・有休の取得、ノンコンタクトタイムの検討など)の整合性のとれた価格設定とする。

② 現実問題として、処遇改善キャリアアップ研修などによる職員不足に対する仕組み、災害やコロナウイルス対応などに必要な人員配置は、社会のインフラとして不可欠である。

緊急対応策

早急に行うべき対応としては、次のとおりである。

① 職員配置の改善

本年の骨太方針において、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め安定的な財源の確保とされている。子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針について掲げられている職員配置基準は、最優先で対応すべきである。

具体例として、

☆「1歳児の職員配置基準の改善」

現行 6:1 ➡ 4.5:1 程度（望ましいのは 4:1）

4.5:1 は 現行の 0 歳児 3:1 と 2 歳児 6:1 との中間値である。

☆「4歳児 5歳児の職員配置基準の改善」

現行 30:1 ➡ 22:1 程度（望ましいのは 3 歳児と同様 15:1）

なお、現行の 4 歳児と 5 歳児を一括りで考えるのではなく、個別にどうするかという問題意識もある。22:1 は、現行の 3 歳児 15:1 と 5 歳児 30:1 の中間値である。

就学直前時期であることから、小学校の基準も踏まえた検討も必要である。

（参考）

子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針について（令和元年 12 月 10 日 子ども・子育て会議）（抄） 5. 教育・保育の質の向上に関する事項（1）質の高い教育・保育の実施のため、基準を超えた職員を配置する施設・事業所への対応「1 歳児の職員配置基準の改善」及び「4・5 歳児の職員 配置基準の改善」を始めとする配置改善については、「0.3 兆円超」の安定的な財源の確保と併せて引き続き検討すべきである。

② 現行認められている 20 人定員(30 人定員も可)の職員定数で、

66 時間保育が不可能であるなら、保育士等の加算措置は必須である。

③ 主任保育士専任加算は、乳児3人以上が要件になっているが、小規模施設については極力外すべきである。

④ 障害児や発達が気になる子については、その子だけでなく周囲の子どもや保護者への配慮や相談など丁寧な対応が求められる。学校等のスクールサポーター同等の子ども、家庭への保育サポーターのような定数以外の職員配置を上乗せすべきである。

⑤ 人口減少地域でも、最低 5 歳児の職員配置(保育士配置)の一人は保障すべきである。幼児教育の無償化に始まり、現在小学校との接続の観点から、幼保小架け橋プログラムにおいても 5 歳児の重要性が増している。現行の仕組みは 4 歳児 5 歳児の一括りで 30:1 であるが、このまま変えないのは適切とは言えない。

⑥ 人口減少の時代だからこそ、ICT 化を進めるべきである。

小学校以前のギガスクール構想は今後の課題だが、環境改善も含めて、ICT 化を早急に進めるべきである。

対応案Ⅲ

その他

1. なるべく早く財源論として、待機児童解消策「教育保育の質と量」

から、人口減少対策「少子高齢問題」「過疎問題」「地域格差」（教育保育の質と地域連携）へとシフトチェンジすべきである。

2. 人口減少の市町村において、既存の保育所等の統廃合・規模縮小・公立や社会福祉協議会への移行など早急に確認するとともに、必要な地域では保育の在り方検討会について国の方針で定め、今後の対応について一刻も早く練るべきである。

3. 社会福祉連携推進法人などにおいて、人口減少地域の対応が可能となる具体策を早急に検討させるべきである。

遠山構成員提出資料

人口減少地域等における保育所の在り方

- 「児童数の減少」、「施設の老朽化」、「自然災害」への対応がキーワード
→ 相模原市の公立園の再編については第3回の資料のとおり
- 第3回で議論になった、一時保育、医療的ケア児や重度の障害児の受入れも、拠点となる園では必要
- 人口減少地域に限らず、施設の老朽化が進行
→ 都市部では仮設園舎の設置に苦慮
本年度、公立園で初の中規模改修工事を実施
- 公定価格は、定員が少ない方が単価が高くなる仕組み
- 市民（保護者）にわかりやすくなるよう施設類型の統一化

相模原市公立特定教育・保育施設等の あり方に関する基本方針 (平成29年3月策定)

- 今後の公立施設は、「地域の子育て支援の拠点」と位置づけ
 - ・地域における幼児教育・保育の質の向上に向けた役割
 - ・地域におけるセーフティネットの役割
 - ・地域の育児力の向上に向けた役割

※令和3年4月1日現在 市内290施設中公立園は27施設

同基本方針における公立施設の配置の考え方

○旧相模原市域

- ・ 保育必要量が減少すると見込まれる地域
 - 定員の見直し、他の公立保育所との集約化を検討
- ・ 保育必要量が増加・継続が見込まれる地域
 - 保育の受け皿を確保し、最適な運営方法を選択

○津久井地域（保育所等の運営は公立が担うことを基本）

- ・ 利用児童数が著しく減少する地域
 - 基幹園を指定し、集約化を検討
- ・ 土砂災害警戒区域等に指定されている地域
 - 安全が確保できる区域での集約化、移転等を検討